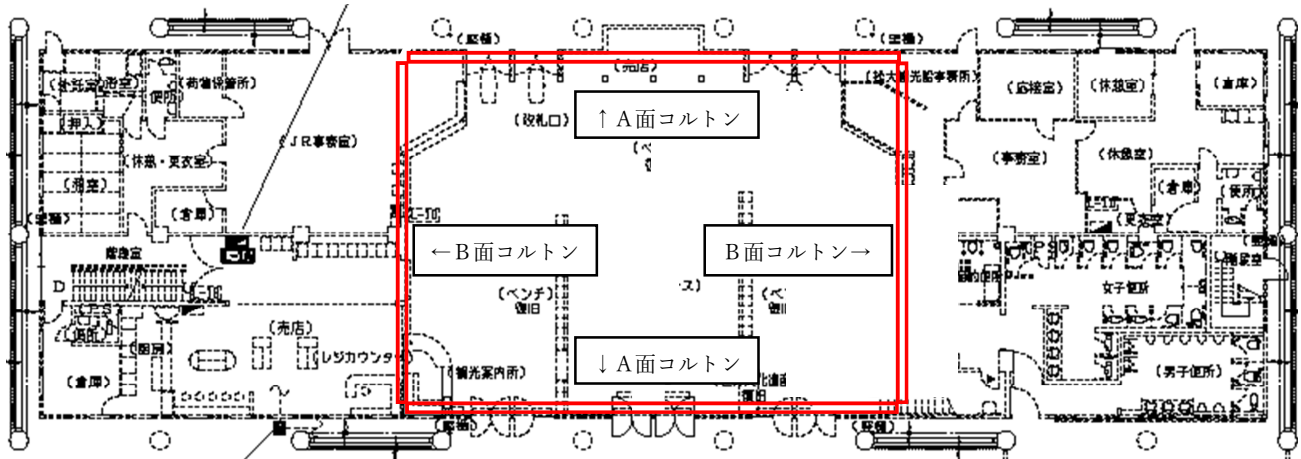


宮島桟橋旅客ターミナル内壁面広告掲出事業 仕様書

1 掲出場所

宮島桟橋旅客ターミナル内壁面



2 規格

A面コルトン上部 12 面	1 面あたり	2. 9 5 8 m ²
B面コルトン上部 6 面	1 面あたり	2. 9 1 0 m ²
コルトン下部 26 面	1 面あたり	0. 5 5 7 m ²

(詳細は別図のとおり)

1 枠内に掲載する広告主の数及びレイアウトは落札者が自由に設定できることとします。

3 掲出期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日

4 行政財産使用許可申請

広告掲出に当たっては、事前に行政財産使用許可申請を提出し、行政財産使用許可を受けること。

5 行政財産使用料

入札により決定する広告設備使用料とは別に、行政財産使用料（令和7年度は663,110円、年度により変動があります。）を市に毎年度納入する必要があります。

6 その他

使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消され、若しくは使用者が自らの都合により使用許可を取り消したときは、使用者の費用で使用許可財

産を現状に回復し、市長が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、市長が特に承認したときは、この限りではありません。

【参考】

○年間宮島来島者数

令和5年 4,652,252 人

令和6年 4,854,369 人

令和7年 4,967,481 人